



島根県報

平成26年3月28日（金）
号外第50号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	5
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「特別調査監」を「特別調査監
本庁副センター長」に、「女性相談センター西部分室長」

を「女性相談センター西部分室長
心と体の相談センター副所長」に、「益田県土整備事務所石見空港管理
河川総合開発事務所部長
所長」に改め、同表教育委員会の部職名の欄中「隠岐高等学校」の次に「、隠岐島前高等学校」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「中央児童相談所」を「児童相談所」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3備考1中「500トン」を「1,600トン」に改め、同表備考6中「従事する漁船は、」を「従業する漁船は」に改める。

別表第15の1の部中

「

6 大学4卒

(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業

	(2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	を
--	---	---

6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	に改める。
--------	--	-------

別表第17備考4中「又は歯学に関する課程」を「、歯学又は獣医学に関する課程（獣医学に関する課程にあつては、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第5の1の部中

6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	を
--------	--	---

6 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格	に改める。
--------	--	-------

別表第7備考4中「又は歯学に関する課程」を「、歯学又は獣医学に関する課程（獣医学に関する課程にあつては、当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が6年であるものに限る。）」に改める。

別表第13の3種の項中「、松江ろう学校」を削り、「出雲養護学校」の次に「、浜田養護学校」を加え、同表の4種の項中「浜田ろう学校」を「松江ろう学校」に改め、「、浜田養護学校」を削り、「益田養護学校」の次に「、隠岐養護学校」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 5 の 1 の部の改正規定及び別表第 7 の改正規定は、公布の日から施行する。

(管理職手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則別表第13の 3 種の項又は 4 種の項に定められている職にあり管理職手当の支給を受けていた教育職員で施行日以降この規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 13 の 3 種の項又は 4 種の項に定められなくなる職に引き続きあるものの管理職手当の支給割合については、当該教育職員が当該職にある間、改正後の規則別表第13の 3 種の項又は 4 種の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 8 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第 3 項中「公署は、」の次に「東京事務所及び」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 9 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「センター長 政策調整監（庶務担当に限る。）」を「センター長 副センター長 政策調整監（庶務担当に限る。）」に、「公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）」を「一般社団法人しまね地域医療支援センター」に、「県立大学に」を「公立大学法人島根県立大学（以下「県立大学」という。）に」に改め、「並びに隠岐広域連合及び一般社団法人しまね地域医療支援センターに派遣されているもの」を削り、同部女性相談センターの項中「企画幹」を「企画幹（庶務担当に限る。）」に改め、同部心と体の相談センターの項中「調整監（庶務担当に限る。）」を「副所長」に改め、同部農林振興センターの項中「安来地域振興課長」を「安来地域振興第一課長」に改め、同部大阪事務所の項中「部長 課長（庶務担当に限る。）」を「部長」に改め、同部浜田河川総合開発事務所の項中「所長 業務課長」を「所長 部長 業務課長」に改め、同部中

「

浜田港湾振興センター	所長 港湾振興課長
出雲空港管理事務所	所長 業務課長
宍道湖流域下水道管理事務所	所長 業務課長

を

」

「

出雲空港管理事務所	所長 業務課長
宍道湖流域下水道管理事務所	所長 業務課長
浜田港湾振興センター	所長 港湾振興課長

に

」

改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「課長 管理監 室長」を「課長 室長」に、「グループリーダー（庶務担当に限る。） 企画人事グループリーダー 企画人事主事」を「グループリーダー（庶務担当に限る。） 企画人事主事」に、「及び企画人事グループの人事給与又は服務担当の」を「、企画人事スタッフ及び人材育成スタッフの人事給与又は服務担当の企画幹、」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第10号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第80町長部局の項中「課長 室長 人事担当課長補佐」を「課長 会計管理者 室長 管理監 調整監 人事担当課長補佐」に改め、同表中

「

保育所	所長
教育委員会事務局	教育長 教育課長
幼稚園	園長

」

を

「

教育委員会事務局	教育長 課長
農業委員会事務局	局長

」

に改め、同表病院の項中「地域医療室長 総看護師長 看護師長 技師長」を「地域医療室長 看護部長 看護師長 技術部長 技師長」に、「事務長 参事 課長」を「事務長 課長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成26年3月28日

島根県人事委員会委員長 中村 寿夫

島根県人事委員会細則第2号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中	課長 政策企画監 管理監 室長 センター長 管理所長 上席調整監 政策調整監 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 建築指導監 統括出納監察監 上席出納監察監 出納監察監	を	課長 政策企画監 管理監 室長 センター長 管理所長 上席調整監 政策調整監 統括指導監査監 指導監査監 統括団体検査監 団体検査監 統括林業普及員 統括技術専門監 技術専門監 建築指導監 統括出納監察監 上席出納監察監 出納監察監 副センター長	に改め、同部心と体の
----------------------	--	---	--	------------

相談センターの項中	課長	を	課長 副所長	に改め、同
-----------	----	---	-----------	-------

部河川総合開発事務所の項中	所長	を	所長 部長	に改め、別表の5の表知事の事務部局の
---------------	----	---	----------	--------------------

部隠岐支庁（隠岐保健所）の項中	所長	を	所長 部長	に改め、別表の6の表共通の部中
-----------------	----	---	----------	-----------------

企画幹 係長 企画員又はこれに	を	企画幹 係長、企画員又は これらに相当する	に改め、別表の7の表知事の事務部局の部本庁の項中
-----------------------	---	-----------------------------	--------------------------

相当する職	を	職	
「 企画員 主任保健師 主任看護師 」	を	「 企画員又はこれに 相当する職 主任保健師 主任看護師 」	に改め、同部隠岐支庁（隠岐保健所）の項及び保健所の項中
「 係長 企画員 主任保健師 」	を	「 係長、企画員又は これらに相当する 職 主任保健師 」	に改め、同部保健環境科学研究所の項中
「 係長 企画員 」	を	「 係長、企画員又は これらに相当する 職 」	に改め、同部児童相談所の項中
「 係長 企画員 主任保健師 」	を	「 係長、企画員又は これらに相当する 職 主任保健師 」	に改め、同部心と体の相談センターの項中
「 係長 企画員 主任保健師 主任看護師 」	を	「 係長、企画員又は これらに相当する 職 主任保健師 主任看護師 」	に改め、同表教育委員会の部本庁の項中
「 企画員又はこれに 相当する職 主任保健師 」	を	「 企画員 主任保健師 」	に改める。

附 則

この細則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。